

沼津市バス交通活性化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、公共交通機関としてのバスの利用を促進し、交通混雑の緩和及び地域環境の改善に寄与するため、バス交通活性化計画に基づきバス交通活性化対策事業（以下「補助事業」という。）を沼津市内において実施する路線バス事業者等（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいい、路線バス事業の用に供するバス車両を貸与する者を含む。以下「路線バス事業者等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「バス交通活性化計画」とは、沼津市地域公共交通協議会により承認された事業計画（バス交通のための施設及び設備を整備する計画を含む。）をいう。

2 この要綱において、「バス交通活性化対策事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 運行情報システム整備事業
- (2) 超低床ノンステップバス導入事業
- (3) 循環バス等導入事業
- (4) 循環バス運行経費助成事業

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、沼津市内において運行し補助事業を実施する路線バス事業者等とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 補助の対象及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

第5条 削除

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する交付申請書に次の書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式）

- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) バス交通活性化計画
- (4) 収支内訳書（第3号様式）
- (5) 輸送内訳書（第4号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長が特別の理由があると認めた場合は、前項に掲げる書類の一部を省略することができる。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、規則第5条に定めるもののほか、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業は、当該補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日までに完了しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けず、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならないこと。

（変更の申請）

第8条 規則第6条の規定により補助金交付の決定通知を受けた者（以下「決定通知を受けた者」という。）は、次に掲げる変更等をしようとするときは、あらかじめ沼津市バス交通活性化対策事業計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 施行場所の変更
- (2) 事業費の20パーセントを超える変更
- (3) 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（第1号様式）

- (2) 変更収支予算書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、内容を審査し、適合していると認めるときは、沼津市バス交通活性化対策事業計画変更承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、ただちに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第7号様式）
- (2) 事業実績書（第1号様式）
- (3) 収支決算書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（書類の整備等）

第10条 決定通知を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、及び領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助金の額	摘要
運行情報システム整備事業	当該事業に要する経費の10分の1以内の額とし、1路線バス事業者当たり3,000万円を限度とする。	停留所においてバスの接近又は通過等の運行情報を利用者に提供するとともに、中央においてバスの運行状況を把握し、必要に応じて運行調整を行うことによりバスの定時性を確保するシステムに必要な施設及び設備を整備する事業。ただし、用地費は補助対象としない。
超低床ノンステップバス導入事業	当該事業に要するバス車両購入経費に8分の1を乗じて得た額と当該購入経費から路線バス車両査定基準額を差し引いた額に4分の1を乗じて得た額とを比較していずれか少ない額以内とする。	超低床ノンステップバスを路線バス車両として導入する事業。
	当該事業に要するバスの運行に必要な車載設備等を整備する経費に10分の1を乗じて得た額以内とする。	超低床ノンステップバスの運行に必要な車載設備等を整備する事業。
循環バス等導入事業	市長が事業の重要性に応じてその都度定めた額とする。	市街地の活性化につながる循環バスあるいは特色のあるバス等を路線バス車両として導入する事業。
循環バス運行経費助成事業	当該事業に要する経費のうち補助対象期間における経常欠損額以内で、市長がその都度定めた額とする。	循環バス運行に係る経費に対して助成する事業。